

(7) 推進体制の整備

この条例を確実に推進するため、計画を策定し、市民や専門家などの外部委員からなる推進協議会を設置し、この条例に関する重要事項について調査審議し、推進し、計画の実施状況を評価・点検する推進体制をつくる必要があります。特に、子どもの権利の視点から、計画の策定、公表、実施、評価について子どもにわかりやすく説明し、意見を聴取することが大切です。

①子ども総合計画の策定と公表、評価

- ・市は、この条例の目的を実現するため、子ども総合計画（以下「計画」という。）を策定する。
- ・市は、計画を策定するとき、あらかじめ、推進協議会の意見を聴く。
- ・市は、計画を策定するとき、子どもの意見をはじめ、市民の意見を聴き、反映する。
- ・市は、計画を策定したとき、子どもを含む市民にわかりやすく公表する。
- ・市は、計画に基づいて実施した事業等の結果について、評価し、子どもを含む市民にわかりやすく公表し、意見を聴く。

②推進協議会の設置

市は、この条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議し、推進するため、推進協議会を置く。

③拠点施設の設置

市は、この条例の目的を実現するため、総合的な拠点施設を設置する。

(8) その他